

すみしんレポート

SUMISHIN REPORT



2010 **7** Jul.

1	ご挨拶
2	社長インタビュー
6	特集 すみしんの総合力 中国戦略について
8	もっと使える!すみしん 「すみしん プライベート・ トラスト・クラブ」 について
10	クローズアップ すみしん
12	トピックス
14	すみしんの 経済教室
16	業績ハイライト
20	会社概要/ ネットワーク
21	株式情報

簡易包装システム用テープ(再剥離可能)



簡易包装システムの利用にご理解をお願いいたします

住友信託銀行は、「すみしんレポート」の発送において、「簡易包装システム※」を利用しています。

簡易包装システムの利用により、従来のお届け方法に比べて包装部分の紙使用量を約90%削減し、ご家庭でのゴミの削減、そして貴重な地球環境の保護と資源節約に貢献しています。

※ 封筒を使用せず、冊子にテープと宛先ラベルを直接貼ることで包装部分を最小限にした発送方法。

FSC森林認証紙を使用しています

「すみしんレポート」は、適切に管理された森林※の木材を原料として作られた「FSC森林認証紙」を使用しています。FSC森林認証紙の使用により、社会・環境・経済に配慮した森林経営を支援し、森を守り育てることに役立つほか、古紙100%再生紙と比較して、地球温暖化の原因となる化石燃料由来のCO₂排出量が少なくなります。

※ FSC (Forest Stewardship Council A.C. 森林管理協議会)の規定に従い、第三者機関から認証された森林および適切に管理された森林を指します。





株主の皆様におかれましては、
ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
このたび「すみしんレポート」をお届けするにあたり、
謹んでご挨拶申し上げます。

平成22年3月期における国内景気は、新興国での力強い経済成長と、政府の景気対策などにより、緩やかに回復しました。こうした環境のもと、当社グループは、お客様本位のサービスの提供に努め、「銀行・信託・不動産事業」を兼営する独立系信託銀行モデルの有する優位性を、お客様や市場に対し明確にお示しするために、経営システムの変革や事業戦略の着実な遂行に努めてまいりました。

平成22年3月期の業績につきましては、個人のお客様向けの投資営業などの手数料収入が増益となりましたが、的確な財務マネージにより着実に収益を積み増した市場性関連収益が、高水準を記録した前期比では減少したことを主因に、連結の実質業務純益は前期比432億円減益の1,978億円となりました。一方、連結当期純利益は、実質と信関係費用がグループ全体で大幅に減少したことから、同452億円増益の531億円となりました。

期末配当金につきましては、1株当たり5円(昨年12月にお支払いしました中間配当金を含め、この1年間にお支払いする配当金の合計は、前期と同水準となる1株当たり10円)とさせていただきます。

足もとの金融市場は、ギリシャ問題などから、再び不安定化しており、今後も、不透明・不確実な経営環境が継続すると予想されますが、私どもは、自らの強みとする「信託らしい」「住信ならではの」トータルソリューションの提供を通じ、お客様からより一層の信頼と支持をいただくべく努力してまいります。そして、高付加価値化と効率性向上を両立させる事業施策の遂行と経営・事業インフラの充実などにより、当社グループの持続的成長を図っていくとともに、中央三井トラスト・ホールディングス株式会社との経営統合実現に向けて、相互信頼と対等の精神のもと、未来志向で新信託銀行グループ「The Trust Bank」の新たな事業モデルを構築してまいります。

当社グループは、このような活動を通じまして企業価値の増大を実現し、株主の皆様からのご期待にお応えするべく、役職員一同全力を尽くしてまいりたいと考えております。株主の皆様におかれましては、引き続き温かいご支援を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

平成22年6月

取締役社長 つね かげ ひとし
常 陰 均

「The Trust Bank」の創設へ向けて 着々と歩を進める、すみしん

平成23年4月、中央三井トラスト・ホールディングス株式会社との経営統合による、新信託銀行グループ「The Trust Bank」の創設に向けて着々と準備を進める住友信託銀行グループ。その現在と今後について、社長の常陰がお答えします。

Q | 中期経営計画の進捗状況について教えてください。

当社グループでは、内外の金融情勢や経営環境の変化を踏まえ、平成21年4月から平成24年3月期までの3年間を計画期間とする中期経営計画「進化と融合/新環境突破プラン」をスタートさせております。

中期経営計画初年度となった前期は、全事業において営業部署の強化を図り、東証1・2部上場企業、学校法人等との新規取引の拡充ならびに、既存のお客様とのさらなる取引関係の強化や、海外での日系企業向け貸出などを通じた顧客基盤の拡大を進める一方、日興アセットマネジメント株式会社の買収による個人のお客様向けの投資マネージ事業のさらなる拡大や投資営業力の向上、全社の貸出ポートフォリオの変革推進などを図り、「基礎収益力」の強化に着実に取り組みました。また、不透明・不確実な事業環境のもとで、内外の信用リスクの増加懸念に対応するため、グループ全体での与信管理態勢の高度化を進めてまいりました。

平成23年3月期は、中期経営計画2年目として、全社でお客様本位のサービスにさらに磨きをかけ、トータルソリューション提供力の一層の強化に努めるとともに、中央三井トラスト・グループとの経営統合に向け、着実に準備を進め、「The Trust Bank」の新たな事業モデルを構築してまいります。



Q | 今期の重点施策について教えてください。

今期は、現状の不透明な経済環境に適切に対応しつつ、足もとの業績を伸ばすとともに、中央三井トラスト・グループとの経営統合も含めた、当社グループの将来のあるべき姿について展望したうえで、必要な準備を抜かりなく行ってまいります。

まず、重点事業戦略の強化に向けて、全社横断的な事業間連携や情報開発力の強化に取り組んでまいります。具体的には、住信アセットマネジメント株式会社や日興アセットマネジメント株式会社との連携を一層深め、的確な運用コンサルティングに裏打ちされた投資営業に努めるとともに、ファイナンス、資産管理、事務代行等の当社グループの有する多様な機能を相互に活用し、グループ全体での収益の追求、マーケットシェアの拡大に注力してまいります。

次に、新たなマーケットの開拓や成長の糧の発掘に向け、前期に引き続き、東証1・2部上場企業や

海外での日系企業との新規取引を拡充することに加え、富裕層のお客様、国内外の投資家、不動産に関するお客様など、広範にわたって顧客基盤と情報量等の拡充に努めてまいります。

さらに、高い経済成長が見込まれるアジア地域におきましては、インフラ投資などの日系企業向けのプロジェクトファイナンスや、南京市信託投資会社との協働ビジネスの早期立ち上げに注力するとともに、人員増強を含めたアジア株運用体制の整備を進め、一段と事業の強化を図ってまいります。

また、お客様のニーズに裏打ちされた実のある「信託らしい」商品・サービスの開発に努めるとともに、グループベースでのコストマネージの強化や、金融円滑化管理体制の適切な運営をはじめとするコンプライアンスおよびリスク管理態勢の高度化にも引き続き取り組んでまいります。

Q | 中国における事業展開について教えてください。

当社では、成長著しい中国での取り組みとして、当社グループの有する多様な機能を活用した「信託らしい」「住信ならではの」事業展開を強化しております。具体的には、上海支店での人民元の取り扱いの拡大、南京市信託投資会社の株式取得などを通じて、日系企業等のお客様の資金に関するニーズのみならず、信託を活用したより幅広いニーズに速やかにお応

えする体制整備を進めております。また、住信アセットマネジメント株式会社と共同で、中国A株も含めた中国株に投資するSRIファンド「チャイナ・グッドカンパニー」を設定し、今年3月から販売を開始しており、純資産総額は70億円を超え(5月末現在)、多くのお客様からご好評をいただいております。

※中国における当社の戦略につきましては、6-7ページに特集記事を組んでおりますので、ぜひご覧ください。

Q | 中央三井トラスト・グループとの経営統合について教えてください。

当社は、昨年11月に、株主の皆様のご承認と関係当局の認可等を前提として、中央三井トラスト・ホールディングス株式会社と経営統合を行うことについて基本合意いたしました。今後、両グループの強みを融合することで、トータルなソリューションを迅速にお客様に提供する、専門性と総合力を併せ持った、新しい信託銀行グループ「The Trust Bank」を創りあげてまいります。

統合実務につきましては、現在、両グループの本部

同士で構成する各種分科会で、個別に論点の整理・検討を進めております。相互信頼と対等の精神に則り、両グループで対話を深めながら、各テーマについてベストな合意点を見出し、引き続き皆様からの揺るぎない信頼をいただける新信託銀行グループを創設できるよう、着実に準備を進めてまいります。

なお経営統合と株式交換の概要につきましては、以下をご覧ください。

1 経営統合の概要

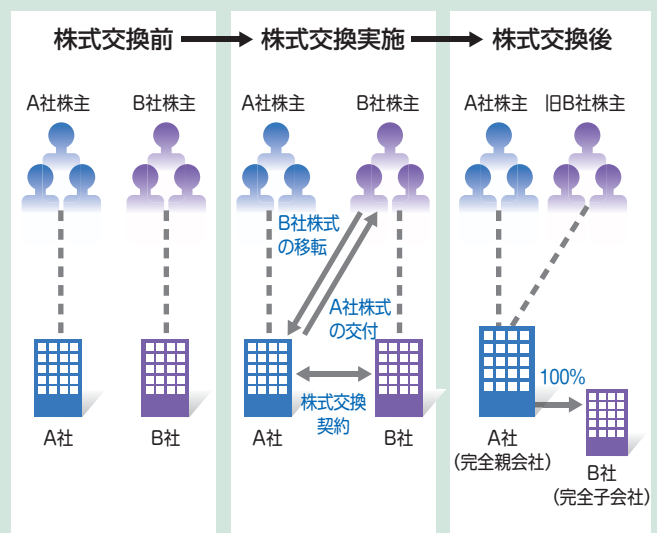
経営統合は、持株会社方式で行うことを予定しています。ただし、新たに持株会社を設立するのではなく、経営統合のスピードアップを図る観点から、すでに持株会社体制となっている中央三井トラスト・グループの持株会社である中央三井トラスト・ホールディングス株式会社を新しい信託銀行グループの持株会社として活用する予定です。

具体的には、第一ステップとして、平成23年4月1日を目処に、当社が中央三井トラスト・ホールディングス株式会社と株式交換を行い、経営統合を行う予定です。

その後、第二ステップとして、平成24年4月1日を目処に、統合持株会社傘下の当社と中央三井信託銀行株式会社と中央三井アセット信託銀行株式会社を統合していく予定です。

2 株式交換について

株主の皆様がお持ちの当社株式は、中央三井トラスト・ホールディングス株式会社の株式と交換される予定です。株式の交換比率などの具体的な条件については、外部専門家の評価・助言などを勘案し、当社と中央三井トラスト・ホールディングス株式会社で協議し、最終的な合意の後、株主総会での承認を得て決定する予定です。株式交換後は、当社の株主であった皆様は、経営統合後の新たな持株会社(以下、「統合持株会社」といいます)の株主となり、住友信託銀行は統合持株会社の100%子会社となります。なお、統合持株会社の名称は、三井住友トラスト・ホールディングス株式会社(仮称)とする予定です。



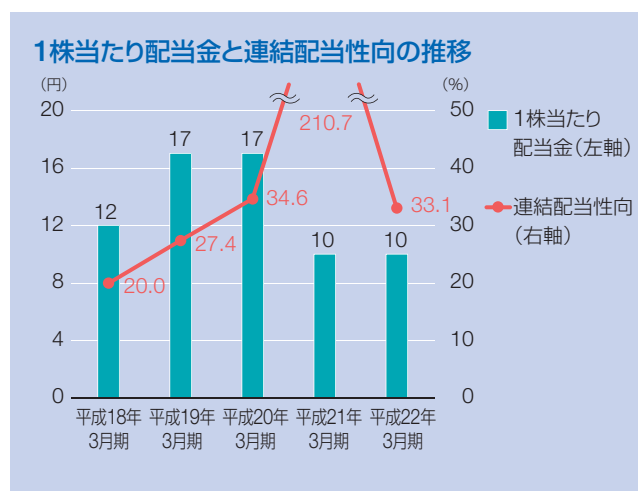
Q 配当について教えてください。

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営方針の一つとして位置付け、業績に応じた還元を実施することを基本方針とし、新たな成長につながる戦略投資による企業価値増大の追求と併せて、株主の皆様のご期待に応じてまいりたいと考えております。

配当につきましては、業績や戦略的な投資の環境を総合的に判断したうえで、連結配当性向30%程度を目処とする方針としております。

平成22年3月期におきましては、上記の配当方針のもと、期末配当を1株当たり5円、昨年12月にお支払いしました中間配当を含め、この1年間にお支払いする配当金の合計を1株当たり10円(連結配当性向33.1%)とさせていただきます。

平成23年3月期につきましても、連結当期純利益600億円という業績予想を前提に、連結配当性向30%程度に相当する1株当たり10円の配当とさせていただきます。



Q 皆様へのメッセージをお願いします。

今後も、不透明・不確実な経済環境が継続し、お客様のニーズはますます複雑化・多様化することが予想されます。こうした中、私どもは、あらためて、「信託」が元来有する受託者の精神をベースにしたモデル、即ち、お客様の側に立ち、一つひとつ丁寧に最適なソリューションを迅速に提供する独立系信託銀行モデルの優位性を、市場やお客様に対して明確にお示すべきと考えております。

このような認識のもと、当社は、今期を、「お客様にご提供する付加価値のレベルを一段と引きあげ、厳しい『新環境』をしなやかに乗り越えていく期」と位置付けて、全社でお客様本位のサービスにさらに磨きをかけ、来るべき「The Trust Bank」の創設に向け、役職員一同、最善を尽くしてまいります。

株主の皆様には、今後とも温かいご支援を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

すみしんの総合力 中国戦略について

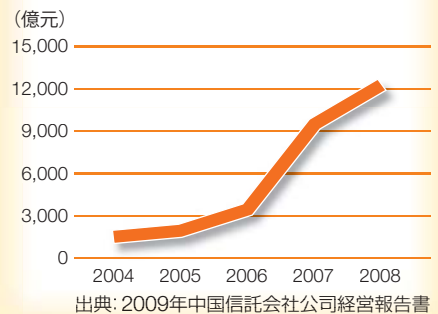
上海万博も開幕し、21世紀の世界経済を牽引する中国の存在感はますます高まり、日本企業の中国に向けられる視線はますます熱を帯びてきています。中国へ進出、もしくは進出しようとしている日本企業へのサポートを強化すると同時に、中国経済の成長の果実を得るべく、住友信託銀行グループでは、中国戦略を着々と進めています。ここでは、当社グループの中国における最新の取り組みをご紹介します。

1. 南京市信託への資本参加

中国の金融機関に経営参加

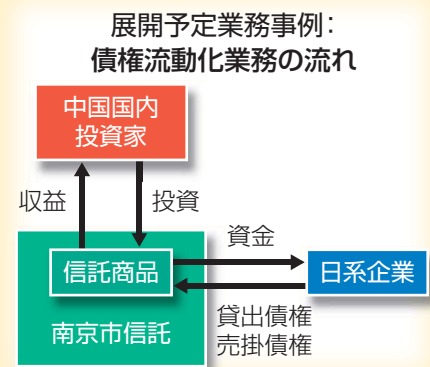
当社はかねてより中国の信託ビジネスの発展に貢献できないかと考え、中国におけるビジネス・パートナーを探してきましたが、このたび、南京市が保有する信託会社である南京市信託投資公司(以下、「南京市信託」といいます)の株式を19.99%取得し、経営参加することとなりました。中国の金融機関に対して、株式を取得するだけでなく、経営参加するのは日本の銀行としては初めてのことです。南京市信託は現在休眠中ですが、今年10月頃の開業(予定)に向けて準備中です。今回の経営参加により、現在、発展途上にある中国の信託市場の成長を後押しするとともに、日系企業をはじめとするお客様に対し、信託機能を通じて新たな資金調達・運用手段をご提供していきます。

中国の信託資産残高の推移



日系企業の資金調達の多様化に寄与

南京市は江蘇省の省都です。江蘇省は富裕層が多いことに加え、上海に次いで日系進出企業数が多く、今後も高い経済成長が見込まれる地域です。今回の経営参加により、当社は上海支店にて行っている日系企業向け融資などの銀行業務に加えて、南京市信託において現地のパートナーと協働して信託業務を展開していきます。将来的には、当社が日本で培ってきたスキルと経験を活用し、売掛債権等の流動化をはじめ信託方式を活用した商品を設定し、中国国内の投資家向けに販売することで、日系企業の資金調達の多様化に寄与したいと考えています。また、これらの事業を通じて、日系企業と中国企業の橋渡しも行っていきたいと考えています。



＜住友信託銀行にて取り扱う投資信託に関してご注意いただきたい事項＞
《投資信託におけるリスクについて》 投資信託は、直接もしくは投資対象投資信託証券を通じて、主に国内外の株式や債券、不動産投資信託等を投資対象としています。この投資信託の基準価額は、組入れた株式や債券、不動産投資信託等の値動き、為替相場の変動等の影響により上下しますので、これにより投資元本を割込むおそれがあります。
《投資信託は、ご購入時等に各種手数料がかかります》 ●申込手数料: 申込金額に応じ、約定日の基準価額に最大3.15%(税抜3.00%)の率を乗じて

得た額。●換金(解約)手数料: ありません。●信託財産留保額: 購入時の約定日の基準価額に最大0.1%の率を乗じて得た額、換金時の約定日の基準価額に最大0.5%の率を乗じて得た額。●信託報酬: 保有期間中、純資産総額に最大年2.1%(税抜年2.0%)の率を乗じて得た額。●その他の費用: 証券取引に伴う売買委託手数料等の手数料または税金、先物・オプション取引に要する費用、組入資産の保管に要する費用、投資信託財産に係る会計監査費用(各々必要な場合は消費税等を含みます)等を実費として、投資信託財産を通じて間接的にご負担いただきます。※詳しくは各商品の

アジアNo.1のトラストバンクに

私たちは、中国を中心とするアジアにおいて、資産運用・信託ビジネスを積極的に展開し、アジアNo.1のトラストバンクになるというビジョンを持っています。このビジョンを達成するため、①日本国内の投資家からアジアの株式や不動産への投資、②アジアの投資家から日本の株式や不動産への投資を促進し、③現地の投資家から現地企業の株式や不動産への投資のお手伝いという3つの面でビジネスを展開していきたいと考えています。現地の有力なパートナーと提携し、ビジネスリスクのコントロールと素早いビジネスの展開を目指します。



いしかわ てっや
アジア部 主任調査役 石川 哲也

2. 人民元の取り扱い開始

当社は、平成17年に上海支店を開業して以来、これまでは外貨建て業務に限定されてきました。しかし、中国経済における内需の高まりに伴い、お客様である日系企業から人民元の取り扱いを求める声が次第に強くなってきていました。こうした中で、

中国当局から人民元取り扱い業務が認可されたことを受けて、昨年12月から当社の業務範囲に人民元建て業務が加わり、お客様に対する一層のサービス提供が可能になりました。

3. 中国株SRI (Socially Responsible Investment: 社会的責任投資) 「チャイナ・グッドカンパニー」

当社は、日本の銀行では初めて中国人民幣建て株式(中国A株[※])への投資ライセンスを取得し、住友信託銀行グループとして、中国株SRI「チャイナ・グッドカンパニー」の設定・販売を開始しました。チャイナ・グッドカンパニーは、中国企業に対して本格的なCSR(Corporate Social Responsibility: 企業の社会的責任)調査を行い、将来にわたり持続的な成長が期待される企業に投資を行う

日本籍の投資信託です。本商品は中国の高い経済成長とそれを支えるクオリティの高い中国企業の成長を享受することを狙いとして作られたものですが、特に海外のSRI関係者からの注目が集まっています。また、本商品には、アジア地域におけるCSR普及の一翼を担いたいという当社の願いも込められています。

※ 中国市場に上場されている、中国企業の人民幣建て株式のことをいいます。原則、中国本土投資家のみが投資可能ですが、ライセンスを取得した適格国外機関投資家による投資は認められています。

投資信託説明書(交付目論見書)でご確認ください。

《その他重要なお知らせ》 ●投資信託はリスクを含む商品であり、組入れられている有価証券の値動きのほか、外貨建て資産へ投資する場合は為替変動の影響を受け、運用実績は市場環境等により変動しますので元本保証はありません。 ●商品により、一定期間は解約手数料がかかる場合や、信託期間中に換金のお申込みができない場合があります。 ●取得のお申込みの際は投資信託説明書(交付目論見書)をお渡しいたしますので、必ず内容をご確認の上、お客さまご自身でご判断ください。 ●元本割れのリスクは、ご

購入されたお客さまの負担となります。 ●投資信託は預金ではなく、預金保険の対象ではありません。 ●当社で取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。 ●当社がお申込みの窓口となり、投資信託の設定・運用は運用会社が行います。 ●当資料は住友信託銀行が作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。

《販売会社に関する情報》 ●商号等: 住友信託銀行株式会社 登録金融機関 近畿財務局長(登金)第5号 ●加入協会: 日本証券業協会、社団法人日本証券投資顧問業協会、社団法人 金融先物取引業協会

もっと使える!すみしん

「すみしんプライベート・トラスト・クラブ」について

「すみしんプライベート・トラスト・クラブ」は、当社がグループの総力を結集して立ち上げた資産家のお客様向けの会員制クラブです。資産運用・管理や相続・事業承継、不動産・ローンのご相談から、提携会社による名医ご紹介などの日常生活のサポートまで、高品質の厳選されたサービスをご提供しています。

※ 詳しくはインターネットの検索サイトで

資産家のお客様に厳選されたサービスをご提供

当社では、資産家のお客様の多様なニーズにオーダーメイドでお応えするため、平成14年のプライベートバンキング部立ち上げと同時に、会員制の「すみしんプライベート・トラスト・クラブ」を設立しました。会員の皆様には資産運用・管理、相続・事業承継、

不動産の有効活用などの総合的な資産コンサルティングに加え、ホテルの予約サービス、セカンドオピニオンなどが受けられるメディカル・サービス、美術品の鑑定サービスなど、金融の枠を超えた特別なサービスを提供しています。

金融の枠を超えたライフサポートサービス

- ホテル・リザーブ・サービス
- メディカル・サービス
- 美術品に関するコンサルティング

※ サービスは一例です。

会員数の推移



どんな時にもお役に立てる、幅広い業務内容

リーマンショックの際、私たちはお客様に財産の点検をお勧めしました。それをきっかけにお子様やお孫様への財産贈与や遺言信託などの次世代承継に踏み出されたお客様、不動産の組み入れを通じて資産の分散を実行されたお客様がいらっしゃいました。幅広い業務を扱っている当社だからこそ、どんな時にもでもお役に立てると自負しています。当社が培ってきた信託機能を活かし、お客様から「どんな相談でもあなた一人で間に合うから助かるのよ」という言葉をかけていただけるよう活動しています。

リテール企画推進部 ウェルスマネジメント推進チーム長 こぐれ ひろゆき 小暮 浩幸

専任のエキスパートによるワンストップ・サービス

すみしんプライベート・トラスト・クラブの最大の特徴は、資産運用・管理、相続・事業承継、不動産・ローンに関する豊富な知識と経験を兼ね備える財務コンサルタントを中心とした担当者が、「お客様専任のリレーションシップ・マネージャー」として資産全般に関するご相談からライフサポートサービスまでをワンストップで提供できることです。いわば、お客様のコンシェルジュのような役割を果たしており、良き相談役として、お客様の多様なニーズにお応えしています。また、営業店と本部が連携し、ホールセール事業や不動産事業および関連会社を含めた当社グループが総力を

あげてお客様をサポートする体制を整えているため、事業承継コンサルティングなど世代を超えたお取引にも対応しています。さらに専任のお客様担当者が長期にわたってじっくりとコンサルティングすることで、お客様の潜在的なニーズをいち早く把握し、そのお客様に合った解決策をご提案することができると考えています。担当者は、お客様へ常に新鮮な情報を提供するため、コンサルティング事例をタイムリーに共有し、知識とサービスの向上に日々努めています。

※当クラブへの入会に際しての入会資格や入会費用および提携サービスの詳細内容については、当社ホームページをご参照ください。

当社グループが総力をあげてお客様をサポート



※1 富裕層向けのコンサルティング業務を行う当社の子会社です。

※2 当社グループの住宅流通専門会社で、当社とは業務協定を締結し、連携して不動産の仲介や有効活用のご相談を承っています。

お客様にワンランク上のサービスを

他社もさまざまなサービスを提供していますが、すみしんプライベート・トラスト・クラブの会員だからこそ享受できるメリットを追求していきたいと思います。例えば、美術品の鑑定サービスは他社にはないユニークなサービスで、相続時の資産把握に大変重宝されています。お客様に合ったワンランク上のオーダーメイドサービスを心がけ、会員の皆様にご満足いただけるクラブにしていきたいと考えています。



はしもと まゆ
リテール企画推進部 ウェルスマネジメント推進チーム **橋本 麻由**

クローズアップすみしん

コンサルティングオフィスをご紹介します。

当社では、お客様のご相談によりきめ細かくお応えするために、全国7ヵ所にコンサルティングオフィスを設置しています。コンサルティングオフィスでは、資産運用、相続・遺言、不動産、ローンなどのコンサルティング業務に重点を置いた特徴のある個人取引特化型の店舗として「資産運用のメインバンク」「資産管理のメインバンク」を目指し、年金、社会貢献などの各種セミナーや相談会を開催しているほか、専任の担当者や財務コンサルタントがお客様のさまざまなご相談を承っています。

●●●●●●●●●● 芦屋コンサルティングオフィス ●●●●●●●●●●

こんなオフィスです



日本有数の高級住宅街として知られる芦屋市は、大阪市と神戸市のほぼ中間に位置し、谷崎潤一郎の小説『細雪』の舞台になったことでも有名です。大阪湾を見渡すことができる六甲山の南傾斜地には美しい街並みが広がっています。当オフィスはJR芦屋駅からほど近いマンションの1~2階にあり、オフィス内は芦屋という立地にふさわしく、個室型受付ブースをはじめ、ラウンジ風の手続きスペースを設けるなど、お客様のプライバシーに配慮しており、「ゆっくりじっくり」相談できる空間づくりを心がけています。

コンサルティング内容

芦屋エリアの特色でもあります。会社経営者、開業医、弁護士、芸術家、企業役員など、お客様もさまざまです。資産承継に関する相談、将来

に備えた遺言書作成や相続の相談も多く、お客様の金融資産だけでなく不動産などを含めた資産全体を把握し分析することから当社のコンサルティングは始まります。当社の充実したサービスの中から、お客様一人ひとりのニーズに即した資産運用および資産管理について助言することを大切にしています。

また、芦屋エリアは国内の大手金融機関だけでなく外資系金融機関ともしのぎを削る「金融激戦区」ゆえ、当社での運用に加え、「他行での投資商品の運用状況について、意見をうかがいたい」というような「セカンドオピニオン」を求めてご来店されるお客様も多く、まさしく当社のコンサルティング力に対する期待の高さを実感する瞬間でもあります。今後もお客様との信頼関係強化に努めていきます。



お客さまへのメッセージ



芦屋のお客様は資産家が多く、先代の相続について大変苦労されたお客様から、「自分の身に万が一のことが起きたとき、家族に自分のような苦労はかけたくない。今のうちから家族への思いやりの気持ちを伝える方法はないか」とのご相談に、専任の財務コンサルタントを窓口にお客様をはじめご家族の将来までを見据えた資産承継のご提案をすることもしばしばです。お客様が今求めているニーズにお応えするのは当然の務めですが、まだ顕在化していないニーズをとらえ、いち早くお客様へご提案できるノウハウが当社にはあります。そういった「信託らしさ」「住信ならではの」をキーワードに、「芦屋のお客様の支持率No.1」を目指していきます。

やまざき ゆき
芦屋コンサルティングオフィス 山崎 有起

「生物多様性」に関する取り組み

自然は、地球上に3,000万種ともいわれる多様な生きものが相互に関連し合いバランスを保つことで成り立っています。しかし近年、森林伐採や野生生物の乱獲、外来種の侵入などにより、年間4万もの生物種が絶滅しており、このバランスが崩れてきています。国際社会は今、この危険性を認識して、対策をとり始めています。

平成22年は、国連が定めた「国際生物多様性年」であり、今年10月には、名古屋市で生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)が開催されます。当社は、平成20年5月にドイツで開催されたCOP9において、「ビジネスと生物多様性イニシアティブ」に参画し、世界の33社(現在42社)とともにリーダー企業としての宣言に署名しました。また、昨年10月から、「住信・生物多様性プログラム」を立ち上げ、生物多様性問題の解決に役立つ金融商品などの開発に取り組んでいます。具体的には、企業の環境への取り組みを評価し優遇金利を適用する環境格付融資において、生物多様性を含めた独自の評価基準を策定しているほか、不動産コンサルティングにおいて緑地の植種の選定に関する提言を行っています。

また、生物多様性に関する取り組みを「生きもの応援活動」と名づけ、本店および全国各支店で展開していく方針です。



従業員持株会信託型 ESOP

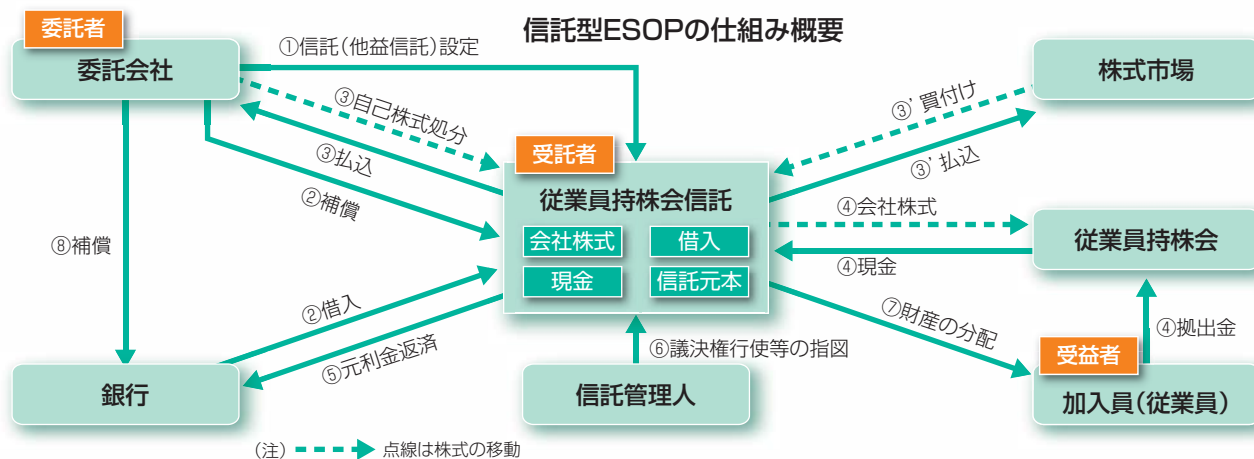
当社は、このたび、米国で退職給付制度の一つとして広く普及しているESOP(Employee Stock Ownership Plan)と呼ばれる従業員持株制度を参考にして、従来より日本にある従業員持ち株会の仕組みに信託の機能を付加して発展させた、従業員持株会信託型ESOP(特定金銭信託)(以下、「信託型ESOP」といいます)の取り扱いを始めました。

信託型ESOPの仕組みのもとでは、企業が委託者となり拠出金を負担し、従業員持株会に参加する従業員を受益者とした他益信託を設定します。信託は自らが融資を受けた資金により、まとまった対象

企業株式を購入し、毎月一定日に従業員持株会に譲渡していくことで、従業員持株会の安定的運用を図ります。

米国の制度は、企業が一定の基準に基づいて自社株を従業員に付与するもので、従業員は受け取った自社株を退職時まで自由に処分できないという制約がありますが、当社の信託型ESOPは、あらかじめ設定された信託期間の終了時に信託内に残余財産がある場合には受益者である従業員に対し、金銭が分配される仕組みとなっています。

信託型ESOPの仕組みを利用することにより、従業員持株会の活性化、福利厚生制度の充実、従業員の勤労意識や経営参画意識の向上、企業価値向上を目指す従業員の業務遂行推進などの効果が期待できます。



- ① 委託会社は、受益者要件を充足する会社従業員を受益者とした「従業員持株会信託(他益信託)」(以下、「持株会信託」といいます)を設定します。
- ② 持株会信託は銀行から委託会社の株式の取得に必要な資金の借入を行います。当該借入にあたっては、委託会社、持株会信託、銀行の三者間で持株会信託の行う借入に対して補償契約を締結します。
- ③ 持株会信託は信託期間内に従業員持株会が取得すると見込まれる相当数の会社株式を委託会社(③自己株式の処分)または株式市場(③')から買付けます。
- ④ 持株会信託は信託期間を通じ、保有する株式を、毎月一定日に従業員持株会に時価で売却します。
- ⑤ 持株会信託は従業員持株会への会社株式の売却により受け入れた株式売却代金、及び保有株式に関わる配当金を、銀行からの借入金の元本金利返済に充当します。
- ⑥ 信託期間を通じ、受益者の代表として選定された信託管理人が議決権行使等、信託財産の管理の指図を行います。
- ⑦ 信託終了時に信託内に残余財産がある場合には、信託契約において予め定められた受益者要件を充足する会社従業員に対し、信託期間内の拠出割合等に応じて金銭が分配されます。
- ⑧ 信託終了時に借入が残っていた場合には、補償契約に基づき、委託会社が弁済します。

第5回：世界経済好転の背景と課題

世界の経済は半年前の予想に反し、脆弱な回復から順調な回復局面へと好転しているようです。一方で、欧州の財政悪化による金融市場の動揺は、持続的成長を大きく損ねるリスクも残っていることを示しました。今回は世界経済好転の背景と課題について整理してみましよう。

予想以上に回復する世界経済

今年に入り世界経済は順調に回復しているようです。IMF(国際通貨基金)が4月に公表した「世界経済見通し」によれば、2010年の世界全体の成長率は前年のマイナス成長から脱し、4.2%となる見込みです。ユーロ圏を除く地域では、いずれも年初予想よりも見通しは上方修正されています。こうした予想以上の回復の背景には何があるのでしょうか。

第1は、各国の財政金融政策が民間部門の経済活動に波及してきたことがあげられます。回復初期の段階では、削減した在庫水準の回復を企図した製造業の増産が主たる牽引役でしたが、回復の裾野は今や製造業からサービス業に広がりつつあります。

第2は、新興国の景気拡大が先進国経済を引き上げていることがあります。世界全体の貿易量は2009年に前年比1割強も減少しましたが、2010年に入って、先進国から中国を含むアジア新興国向け

の輸出が大幅に増えています。

第3は、金融市場への大規模な流動性供給を伴う各国の思い切った金融政策によって、市場機能が正常化しつつあることです。

日本の経済金融環境も回復が続く

実体経済と金融活動は、相互に依存しながら世界的に回復していますが日本も例外ではありません。鉱工業生産指数は、昨年2月にかけて3割強もの急速かつ大幅な低下を見ましたが、現在は米国と同様に金融危機前の9割の水準まで戻っています。

株価についても、昨年3月につけた7,054円を底に日経平均株価は、今年4月に一時金融危機直前の水準近くに相当する11,000円台にまで回復しました。

こうした中で発生した、ギリシャの財政悪化を発端とした金融市場の動揺は、持続的な成長実現には課題やリスクも残っていることを示しました。

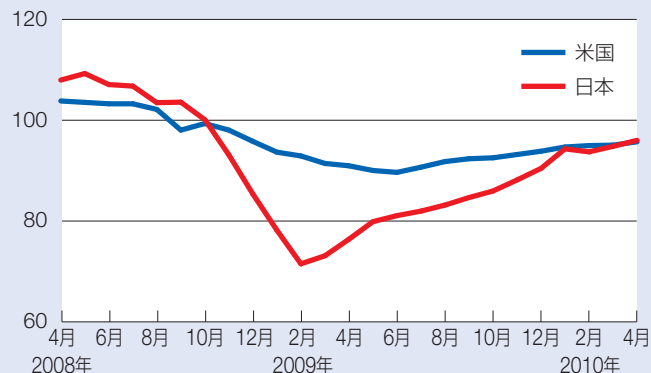
IMFによる2010年の世界経済成長率見通し(2010年4月)

(前年比%)

	2009年	2010年予測	2010年1月からの 予測修正幅
先進国	-3.2	2.3	0.2
米国	-2.4	3.1	0.4
日本	-5.2	1.9	0.2
ユーロ圏	-4.1	1.0	0.0
新興国・途上国	2.4	6.3	0.3
世界経済全体	-0.6	4.2	0.3

(資料)IMF「世界経済見通し 2010年4月」

日米の生産指数(2005年=100)



(資料)米国商務省、経済産業省

持続的成長への先進国の課題

先進国を中心とした中期的な課題としては、金融危機後の大規模な景気後退と拡張的な財政政策によって発生した財政赤字への対応があります。

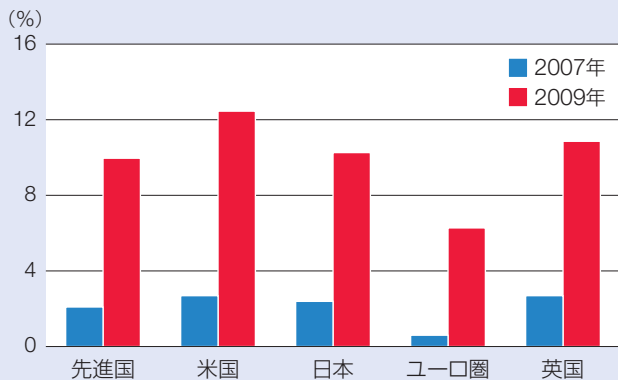
主要先進国の財政赤字は、2009年末時点で名目GDP比10%前後の水準にまで拡大しています。こうした財政赤字は、一般的には経済規模が大きく安定している主要先進国の金融市場を脅かすものではありませんが、ギリシャの例が示したのは、経済規模が小さくても、経済依存関係が深い周辺諸国にソブリンリスクが連鎖的に伝播することで世界の金融市場を動揺させうるとい点でした。

ソブリンリスクとは、国家の信用リスクのことで、国債や政府機関債がデフォルト(債務不履行)に陥る可能性を指しています。ギリシャの例が示したように、デフォルトの懸念が増すと、国債や通貨が売られ、長期金利の上昇や通貨安となり、世界全体の金融市場の安定性が損なわれることとなります。

株価の急落を伴った今回の金融市場の動揺は、欧州の政策当局やIMFにより、財政債務悪化に対する包括的かつ大規模な緊急融資の枠組みが公表されたことでいったん危機は回避されましたが、財政再建という根本的な課題は残っています。

先進国においてすぐさまソブリンリスクにつなが

先進国の財政赤字規模(名目GDP比%)



(資料)IMF「世界経済見通し 2010年4月」

らない場合であっても、財政赤字拡大による金利上昇や通貨安によるインフレ懸念は、投資や消費の減退をもたらす恐れがあります。とりわけ、現在は抑制されている米国長期金利上昇の可能性は、ようやく回復しかけた住宅市場や家計の債務調整を遅らせるため、世界経済にとって無視し得ないリスクです。

持続的成長への新興国の課題

他方で新興国にも、好調さゆえの景気過熱という課題が挙げられます。多くの新興国の経済成長は先進国経済の回復を手助けしていますが、先進主要国の低金利に起因した資金流入により、新興国ではインフレーション(継続的物価上昇)の高進や資産バブルが発生する可能性があります。

生産水準がまだまだ金融危機前まで戻っていないことが示唆するように、主要先進国では国内要因によるインフレ懸念は今のところ低いといえます。しかしながら、新興国の景気が過熱し、原油をはじめとする素材価格が再び上昇すれば、先進国では企業収益が圧迫されるとともに、海外からのインフレ圧力による金利上昇に見舞われる可能性があります。

引き続き各国の協調と英知が求められる

このようにして見ると、持続的・安定的な成長実現のためには、先進各国の政策対応のみでは不十分であり、新興国における適切な経済運営と先進各国の国家財政の再建が組み合わせられて初めて実現可能なものであることがわかります。

超低位にある政策金利を平常時に戻す適切な金融政策と財政再建、さらには望ましい金融規制改革など、引き続き各国の政策協調と英知が求められています。

業績ハイライト

平成22年3月期におきましては、投資信託や保険の販売の回復などに伴い手数料関連収支が増益となりましたが、国債等債券損益などのその他の収支が、高水準を記録した前期比では減少したことを主因に、連結の実質業務純益は前期比432億円減益の1,978億円となりました。

一方、実質与信関係費用が単体、グループ会社ともに大幅に減少したことにより、経常利益は前期比1,185億円増益の1,481億円となりました。

以上の結果、連結当期純利益は、連結子会社に係るのれんについて、減損損失344億円を特別損失に計上したうえで、前期比452億円増益の531億円となりました。

期末配当金につきましては、連結配当性向30%程度を目処とする配当方針に基づき、1株当たり5円(昨年12月にお支払いしました中間配当金を含め、この1年間にお支払いする配当金の合計は、前期と同水準となる1株当たり10円)とさせていただきます。

■平成22年3月期決算の概要

<連結>

(単位:億円)

	平成20年3月期	平成21年3月期(A)	平成22年3月期(B)	増減(B)-(A)	増減率
実質業務純益	2,168	2,411	1,978	△432	△18%
経常利益	1,369	296	1,481	1,185	400%
当期純利益	823	79	531	452	569%
株主資本ROE※1	8.3%	0.8%	5.0%	4.2%	—
EPS※2	49.17	4.74	30.17	25.43	536%

※1 当期純利益率

※2 1株当たり当期純利益

<単体>

(単位:億円)

	平成20年3月期	平成21年3月期(A)	平成22年3月期(B)	増減(B)-(A)	増減率
実質業務純益	1,738	2,010	1,754	△255	△13%
資金関連収支※1	1,574	1,638	1,852	213	13%
手数料関連収支※2	1,163	846	875	29	3%
その他の収支	319	858	318	△539	△63%
経費	△1,319	△1,332	△1,292	40	3%
実質与信関係費用※3	△755	△1,213	74	1,287	106%
うち海外クレジット関連損失	△793	△731	△31	699	96%
経常利益	1,039	379	1,275	895	236%
特別損益	93	235	△497	△733	△311%
当期純利益	699	389	216	△172	△44%

※1 貸付合同信託報酬(不良債権処理除く)を含む。

※2 貸付合同信託報酬以外の信託報酬を含む。

※3 従来定義の与信関係費用に、株式等関係損益やその他の臨時損益に計上された費用のうち、内外クレジット投資に係る費用を加えたもの。

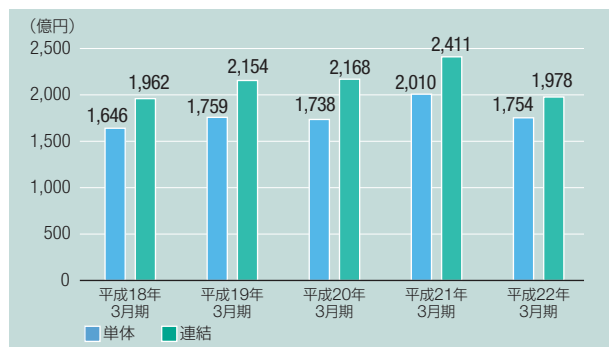
(注1)金額が損失または減益の項目には△を付しています。

(注2)記載金額は、億円未満を切り捨てて表示しています。

<配当>

	平成20年3月期	平成21年3月期(A)	平成22年3月期(B)	増減(B)-(A)
1株当たり配当金(普通株式)	17円	10円	10円	—
連結配当性向	34.6%	210.7%	33.1%	△177.6%

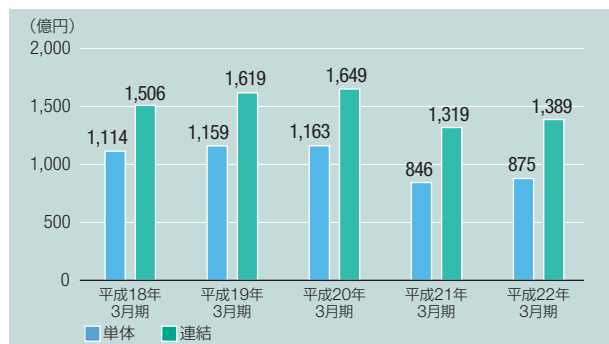
損益の状況



■ 実質業務純益

前期高水準の国債等債券損益の減少などで、**単体、連結ともに減益**

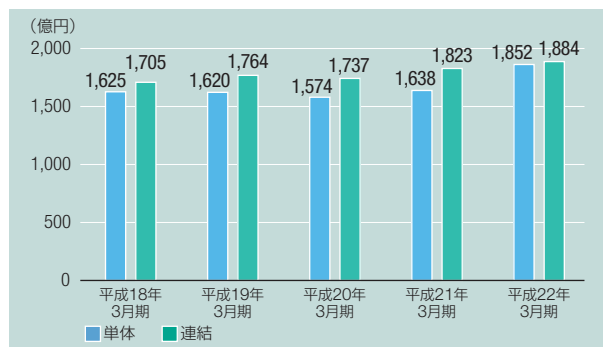
投資信託や保険の販売の回復などに伴い手数料関連収支が増益となる一方、国債等債券損益などのその他の収支が、高水準を記録した前期比では減少したことを主因として、単体では前期比255億円減益の1,754億円、連結では同432億円減益の1,978億円となりました。



■ 手数料関連収支

投資信託や保険の販売手数料の増加により**増益**

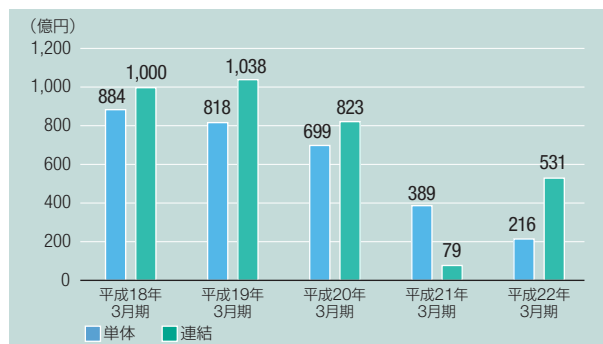
時価要因により平均残高ベースでは受託残高が減少したことに伴い、信託報酬が減少する一方、投資信託や保険の販売手数料が増加したことにより、単体では前期比29億円、連結では同70億円の増益となりました。



■ 資金関連収支

国際部門での資金関連収支の改善などにより**増益**

預貸利ざや縮小の一方、国際部門での資金関連収支の改善などにより、単体では前期比213億円、連結では同61億円の増益となりました。



■ 当期純利益

実質与信関係費用の減少により**連結では増益**

実質与信関係費用が単体、グループ会社とも大幅に減少した結果、連結では前期比452億円増益の531億円となりました。なお、のれんについて毎期一定の償却を行う取り扱いは単体決算にはなく、連結子会社ののれん再評価に伴う影響額が大きくなるため、単体では同172億円減益の216億円となりました。

用語集

実質業務純益

経常利益から、与信関係費用や株式関係損益などの臨時的な要因の影響を控除し、実質的な銀行の本業の収益を表すものです。

資金関連収支

貸出金や有価証券運用による収入から、預金などに支払った利息を差し引いた収支のことです。

手数料関連収支

投資信託の販売や不動産仲介手数料、受託財産に係る信託報酬などの収支のことです。

実質与信関係費用

国内外の投融資で発生した費用を指し、貸出金などに対する引当金の計上や債権の償却処理などの「与信関係費用」に、有価証券投資に係る減損処理の費用などを加えたものです。

海外クレジット関連損失

実質与信関係費用のうち、海外資産への投融資で発生した費用を指します。

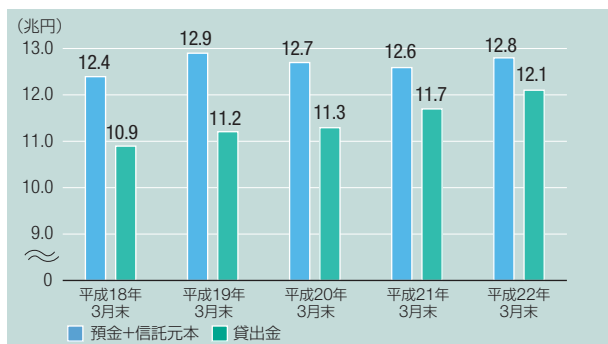
配当性向

当期純利益に対して支払われた配当金の割合で、この指標の数値が高い場合は株主への利益還元への傾向が強く、低い場合は内部留保の割合が高いことを示します。

市場性関連収益

金融市場での金利変動などを収益機会として、的確なリスク管理のもとに行う投資から得られる利益のことです。

資産・負債の状況

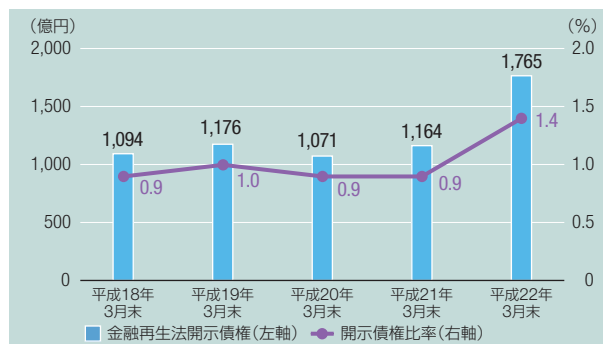


■ 預金、貸出金(単体)

貸出金、預金等ともに増加

貸出金は、住宅ローンなどの増加を主因に、前期末比4,158億円増加の12.1兆円となりました。預金等※は、個人のお客様の定期預金残高が増加した結果、前期末比2,013億円増加の12.8兆円となりました。

※ 元本補てん契約のある信託(貸付信託+一般合同)を含む。

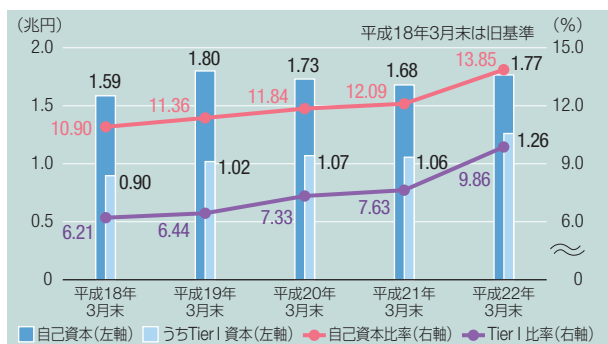


■ 金融再生法開示債権(単体)

要管理債権が増加し、開示債権比率は増加

金融再生法開示債権合計は、破産更生等債権および危険債権が減少する一方、要管理債権が増加したことから、前期末比600億円増加の1,765億円となり、開示債権比率は同+0.5%増加の1.4%となりました。

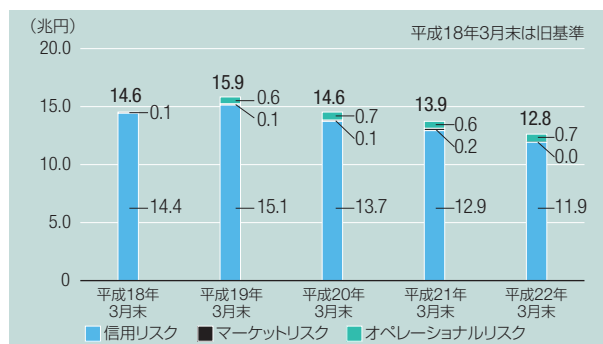
自己資本等の状況



■ 自己資本比率(連結)

連結自己資本比率、連結Tier I比率とも大幅に向上

Tier I資本の増加、リスク・アセット等の削減により連結自己資本比率は13.85%、連結Tier I比率は9.86%と、それぞれ前期末比+1.76%、+223%の大幅な向上となりました。



■ リスク・アセット等(連結)

信用リスク・アセット減少を主因に リスク・アセットは減少

リスク・アセット等は、要注意先残高の減少、マーケットリスクの減少を主因に前期末比1.1兆円減少の12.8兆円となりました。

用語集

金融再生法開示債権

金融再生法によって開示が定められているもので、以下の通りに区分されています。一般的に「不良債権」を示すものとして使用されているものです。

破産更生等債権

破産、会社更生、再生手続などにより経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準じる債権です。

危険債権

債務者が経営破綻の状態に陥っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受け取りができない可能性が高い債権です。

要管理債権

3ヵ月以上の延滞が発生したものや、金利減免などの貸出条件の緩和がなされた債務者の債権です。

自己資本比率

リスク・アセット等に対する自己資本の割合のことで、銀行の健全性を測る代表的な指標の一つです。国際業務を行う銀行は8%以上を維持することが求められています。

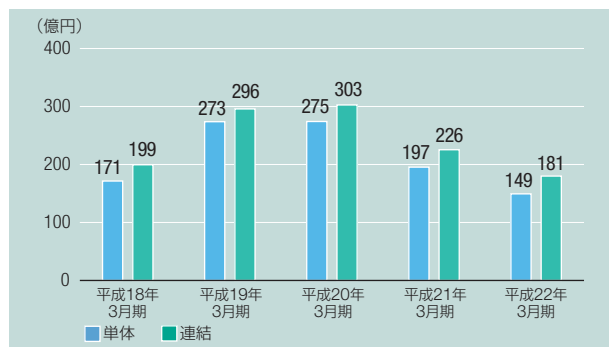
Tier I(ティアワン)比率

自己資本の中でも、中核的な位置付けである資本金、資本剰余金および利益剰余金などで構成される基本的項目(Tier I)をリスク・アセット等で除した比率です。Tier I比率が高いということは、中核的な自己資本の割合が高いということになり、資本の質が高いと考えられています。

リスク・アセット等

貸出や有価証券などの資産に、それぞれの資産が持つリスクの大きさに応じた掛け目を乗じることで算出されるものです。

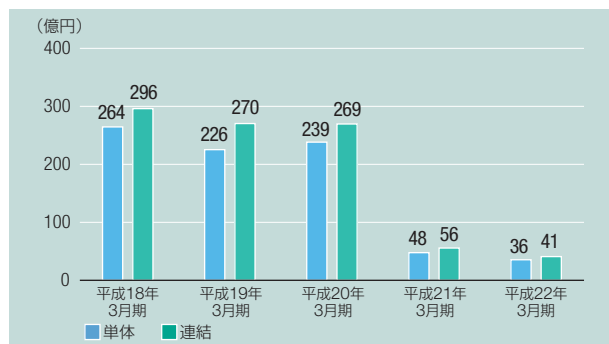
事業別実質業務純益の状況



■ リテール事業

預貸利ざやの悪化により減益

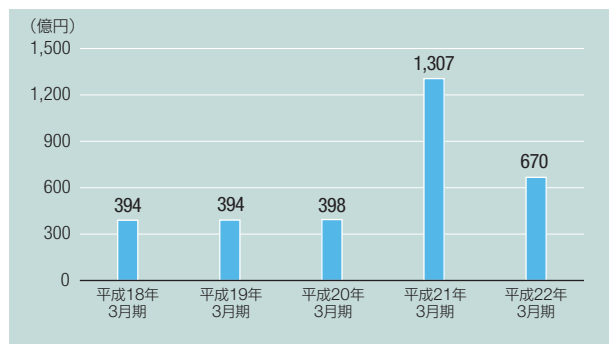
個人のお客様向けの投資信託・保険の販売手数料が増加する一方、預貸利ざやの悪化により資金利益が減少し、単体では前期比47億円減益の149億円、連結では同44億円減益の181億円となりました。



■ 不動産事業

仲介手数料の減少により減益

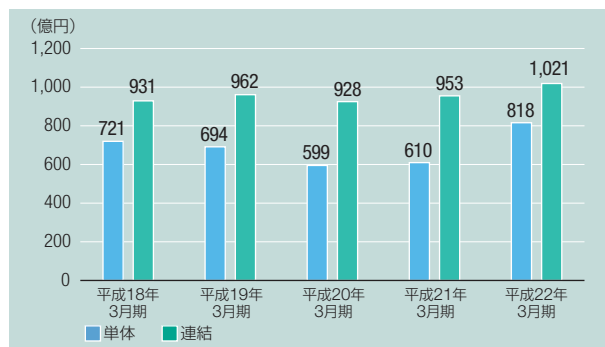
不動産市況の回復の遅れによる不動産仲介手数料の減少を主因として、単体では前期比11億円減益の36億円、連結では同15億円減益の41億円となりました。



■ マーケット資金事業

前期比減少したものの高水準を維持

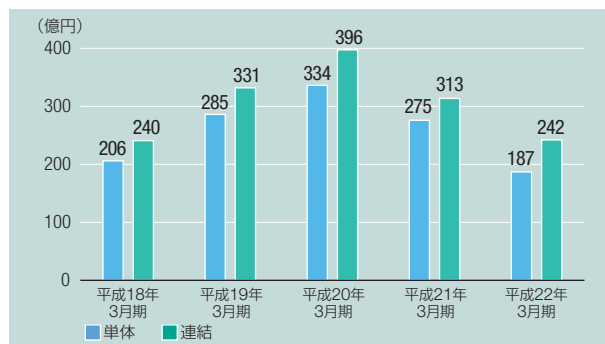
前期高水準を記録した国債等債券損益が減少したことを主因に、前期比636億円減益となりましたが、670億円と引き続き高水準を維持しました。



■ ホールセール事業

資金利益などが堅調に推移したことに加え、海外クレジット債券売却益を計上し増益

資金利益、手数料収益が堅調に推移したことに加え、海外クレジット債券売却益を計上し、単体では前期比207億円増益の818億円、連結では同68億円増益の1,021億円となりました。



■ 受託事業

新規受託額が増加するも時価要因などにより減益

新規受託額は引き続き増加したものの、時価要因などによる受託残高減少に伴う信託報酬の減益を受け、単体では前期比88億円減益の187億円、連結では同70億円減益の242億円となりました。

リテール事業

個人のお客様に対する金融資産ポートフォリオ・コンサルティングや住宅ローンなどの融資業務を行っています。

ホールセール事業

法人のお客様に対するご融資や資産の流動化、企業コンサルティング業務、事業債などの有価証券投資に加え、証券代行業務も行っています。

不動産事業

仲介や証券化に加え、不動産に関する投資顧問業務、鑑定評価などを行っています。

受託事業

法人のお客様への年金関連業務、法人・個人のお客様への運用商品のご提供に加え、法人のお客様が保有する有価証券の保管業務などを行っています。

マーケット資金事業

当社が抱える財務リスクのコントロールや自己資金による投資に加え、お客様への市場性金融商品の提供などを行っています。

会社概要

当社の概要 (平成22年3月31日現在)

設立 大正14年7月28日

資本金 3,420億3,717万4,046円

本店 大阪市中央区北浜四丁目5番33号

役員 (平成22年6月29日現在)

取締役会長 高橋 温
取締役社長 常陰 均
取締役 大塚 明生
取締役 向原 潔
取締役 杉田 光彦
取締役 草川 修一
取締役 服部 力也
取締役 筒井 澄和
取締役 大久保 哲夫

取締役 鈴木 郁也
取締役 穂積 孝一
取締役 佐谷戸 淳一
常任監査役 鈴木 優
監査役 高村 幸一
監査役 坪井 達也
監査役(非常勤) 前田 庸
監査役(非常勤) 星野 敏雄

(注) 監査役 高村幸一、前田庸および星野敏雄は、社外監査役です。

ネットワーク

国内ネットワーク 63拠点(出張所を含む) (平成22年6月29日現在)

近畿

- 本店営業部、プライベートバンキング部(本店)、本店営業第一部～第三部、本店法人信託営業部、営業開発部(本店)、証券代行部(本店)、本店不動産営業部
- 梅田支店 ●芦屋コンサルティングオフィス
- すみしん*i*-Station甲子園 ●西宮コンサルティングオフィス
- 難波支店 ●難波支店難波住宅ローンセンター出張所
- 阿倍野橋支店 ●堺支店 ●すみしん*i*-Station泉ヶ丘
- 豊中支店 ●千里中央支店 ●枚方支店 ●高槻支店
- 茨木支店 ●八尾支店 ●和歌山支店 ●奈良西大寺支店
- 京都支店 ●川西支店 ●神戸支店 ●明石支店 ●姫路支店

関東・甲信越

- 東京営業部、プライベートバンキング部、東京営業第一部～第八部、東京法人信託営業第一部・第二部、法人業務部、金融法人部、営業開発部、証券代行部、不動産営業第一部～第三部、不動産営業開発部、不動産管理部、年金営業部
- 東京中央支店 ●虎ノ門コンサルティングオフィス ●上野支店
- 柏コンサルティングオフィス ●池袋支店 ●新宿支店
- 多摩桜ヶ丘コンサルティングオフィス ●すみしん*i*-Station千歳烏山
- 渋谷支店 ●青葉台コンサルティングオフィス ●吉祥寺支店
- 立川コンサルティングオフィス ●八王子支店 ●千葉支店
- 津田沼支店 ●越谷支店 ●大宮支店 ●所沢支店 ●横浜支店
- 港南台支店 ●藤沢支店 ●相模大野支店 ●甲府支店
- 新潟支店

北海道・東北

- 札幌支店 ●仙台支店

中国・四国

- 岡山支店 ●福山支店
- 広島支店 ●山口防府支店
- 松山支店

東海・北陸

- 名古屋支店 ●名古屋駅前支店
- 静岡支店 ●金沢支店

九州

- 福岡支店 ●熊本支店
- 鹿児島支店

海外ネットワーク8拠点

(駐在員事務所を含む) (平成22年6月29日現在)

【支店】

- ロンドン支店
- ニューヨーク支店
- シンガポール支店
- 上海支店

【海外駐在員事務所】

- ジャカルタ駐在員事務所
- 北京駐在員事務所
- ソウル駐在員事務所
- バンコク駐在員事務所

【現地法人】

- The Sumitomo Trust Finance (H.K.) Limited
- Sumitomo Trust and Banking (Luxembourg) S.A.
- Sumitomo Trust and Banking Co. (U.S.A.)
- STB Consulting (China) Co., Ltd.

- 資料のご請求は
住友信託銀行インフォメーションデスク (0120)897-117
【受付時間】平日 9:00～21:00 土日・祝日 9:00～17:00
- お問い合わせ、ご相談、苦情については
お客様サービス推進室 (0120)328-682 【受付時間】平日 9:00～17:00

株式情報

株式についてのご案内

1. 決算期
3月31日
2. 配当金受領株主確定日
期末配当金……3月31日
中間配当金……9月30日
3. 定時株主総会
6月に開催いたします。
4. 基準日
定時株主総会については、3月31日
その他必要があるときはあらかじめ公告する一定の日
5. 単元株式数
1,000株
6. 公告掲載方法
日本経済新聞
ただし、(中間)貸借対照表等および(中間)連結貸借対照表等の内容である情報は、インターネット・ホームページ (<http://www.sumitomotrust.co.jp/>) において提供いたします。
7. 株式事務取扱場所
大阪市中央区北浜四丁目5番33号 当社証券代行部
 - 郵便物送付先
〒183-8701
東京都府中市日鋼町1番10 当社証券代行部
 - 電話照会先
用紙のご請求と、その他のご照会 ☎0120-176-417
 - インターネット・ホームページURL
<http://www.sumitomotrust.co.jp/STA/retail/service/daiko/index.html>
8. 会計監査人
あずさ監査法人

株式の状況

1. 発行可能株式総数(平成22年3月31日現在)
3,400,000千株
2. 発行済株式の総数(平成22年3月31日現在)
普通株式 1,675,128千株
第1回第二種優先株式 109,000千株
3. 株主数(平成22年3月31日現在)
普通株式 45,893名
第1回第二種優先株式 26名

<大株主の持株数および持株比率(普通株式)>

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	112,266	6.70
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	100,927	6.02
THE BANK OF NEW YORK MELLON AS DEPOSITARY BANK FOR DEPOSIT RECEIPT HOLDERS	41,945	2.50
THE CHASE MANHATTAN BANK, N. A. LONDON SECS LENDING OMNIBUS ACCOUNT	34,249	2.04
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505225	28,326	1.69
SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT CHINA TREATY CLIENTS	22,212	1.32
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	22,020	1.31
株式会社クボタ	21,984	1.31
MELLON BANK, N. A. AS AGENT FOR ITS CLIENT MELLON OMNIBUS US PENSION	19,827	1.18
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	15,106	0.90

- (注) 1. 持株数等は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
3. 持株比率は、銀行法施行規則に基づき、自己株式(556,984株)を控除して算定しております。



未来が変わる。日本が変わる。 **チャレンジ 25**

住友信託銀行はチャレンジ25キャンペーンに参加しています。



本冊子は大豆油インキを使用し、適切に管理された森林の木材を原料として作られた「FSC認証紙」に印刷されています。